

調査の概要 平成27年度「居住実態が把握できない児童」に関する調査結果【概要】

<調査の経緯・目的>

- 居住実態が把握できない児童（※1）やその家庭は特に支援を必要としている場合があり、平成26年11月、関係府省庁（内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、警察庁）による「児童虐待防止対策に関する副大臣等会議」において、児童の所在確認のための市町村間の情報共有と連携のあり方について申し合わせがなされた。
- 更に、今後の対応策の検討の参考とするため、児童の所在及び安全確認のための市町村における取組状況等について、平成26年度（※2）に引き続き、調査を実施。

（※1）当該市町村に住民票はあるが、乳幼児健診が未受診等で、電話や家庭訪問等による連絡が取れない児童（以下の①～③のいずれかに該当）であって、市町村が引き続き所在及び安全の確認を行ったにもかかわらず、所在等が確認できない児童。

- ① 乳幼児健康診査、予防接種、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業等の乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けておらず、電話、文書、家庭訪問等を実施しても、連絡・接触ができない児童
- ② 市町村の児童家庭相談、保育の実施事務、児童手当、児童扶養手当等の児童を対象とした手当の支給事務、その他児童福祉行政の実施事務の過程で把握されている児童のうち、電話、文書、家庭訪問等を実施しても連絡・接触ができず、必要な届出や手続が行われていない児童
- ③ 市町村教育委員会が、学校への就園・就学に係る事務（注）の過程で把握した児童のうち、市町村教育委員会が学校と連携しても、電話、文書、家庭訪問等により連絡・接触ができない児童
（注）就園奨励費補助、就学時健診、就学説明会等の就園・就学前後の諸手続に係る事務も含む。

（※2）初年度となる平成26年度は、平成26年5月1日時点で市町村が所在等の確認が必要と判断した児童について、同年10月20日時点の状況を調査し、結果を公表。

<調査の対象>

全国の市町村（1,741市町村）

<主な調査内容>

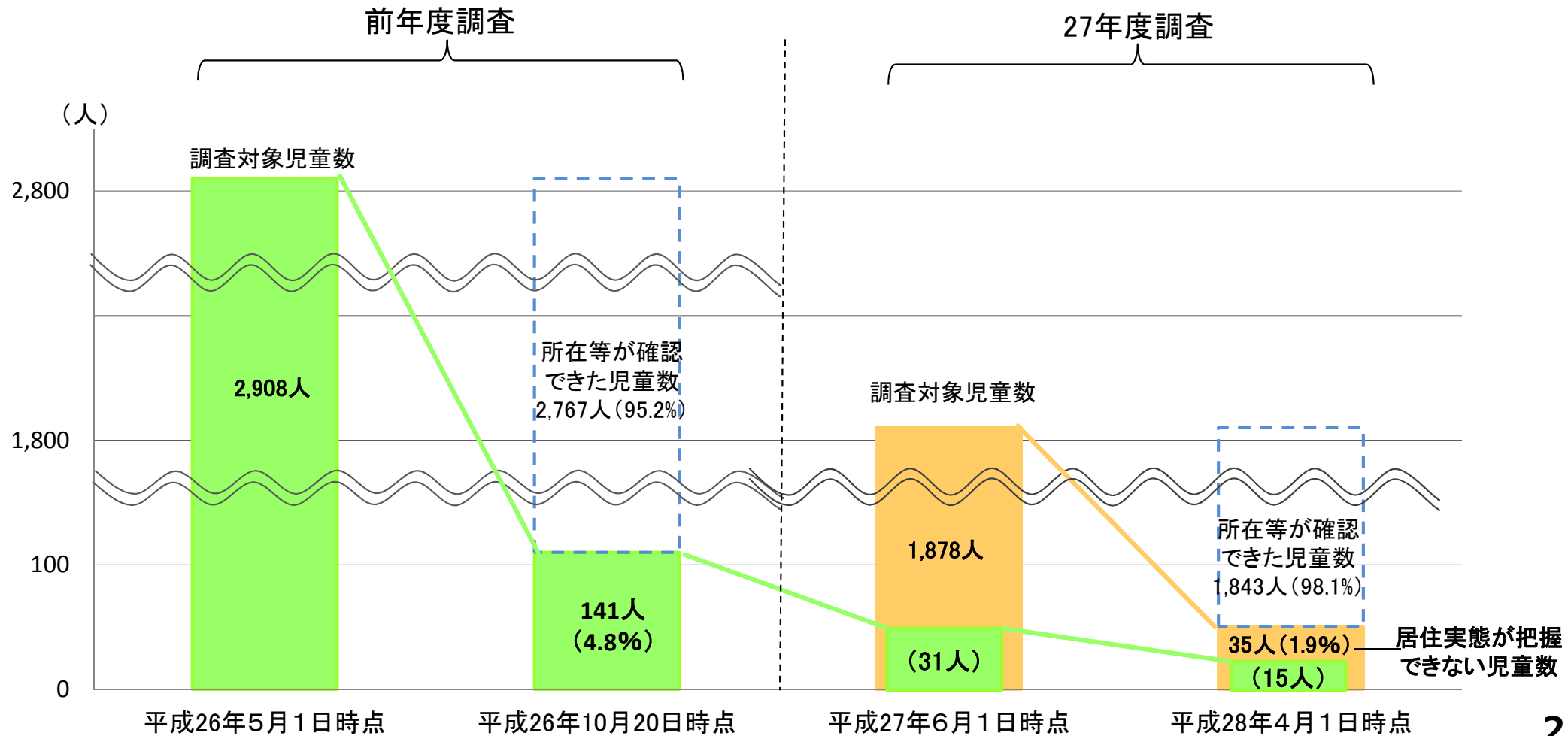
平成27年6月1日時点で市町村が所在等の確認が必要と判断した児童（以下「調査対象児童」という。）について、平成28年4月1日時点で居住実態が把握できない児童（※1）の個別の状況と、平成28年3月31日までに所在等が確認できた児童（※2）の全体の児童数や確認方法等について調査を実施。

（※1）「居住実態が把握できない児童」に関する主な調査項目	（※2）「所在等が確認できた児童」に関する主な調査項目
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学年、年齢、性別 ・ 要保護児童対策地域協議会へのケース登録の状況、児童相談所との情報共有・連携に係る依頼の状況、警察への通報（相談）の状況 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所在等が確認できた児童数（確認方法別） ・ 所在等が確認できた際に虐待又は虐待の疑いがあった児童数 等

調査結果

1. 全体の状況

- 平成28年4月1日時点で居住実態が把握できない児童数は35人。
(※) 平成27年6月1日時点で市町村が所在等の確認が必要と判断した調査対象児童数は全国で1,878人。
このうち平成28年3月31日までに所在等が確認できた児童数は1,843人(98.1%)。
- 平成26年度調査から引き続き居住実態が把握できない児童は、平成28年4月1日時点では15人。



2. 居住実態が把握できない児童（35人）の状況（平成28年4月1日時点）

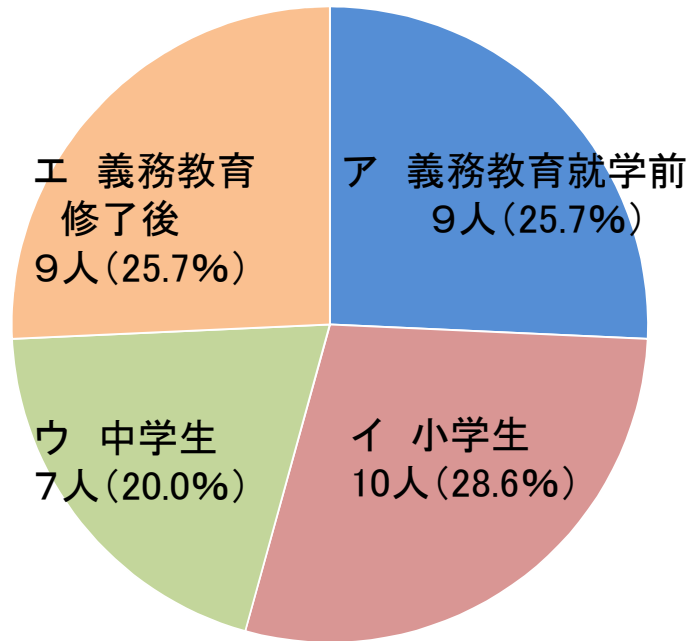
学年別の状況

- 「ア 義務教育就学前」が9人（25.7%）、「イ 小学生」が10人（28.6%）、「ウ 中学生」が7人（20.0%）、「エ 義務教育修了後」が9人（25.7%）。

（※）学年は、平成27年6月1日時点。

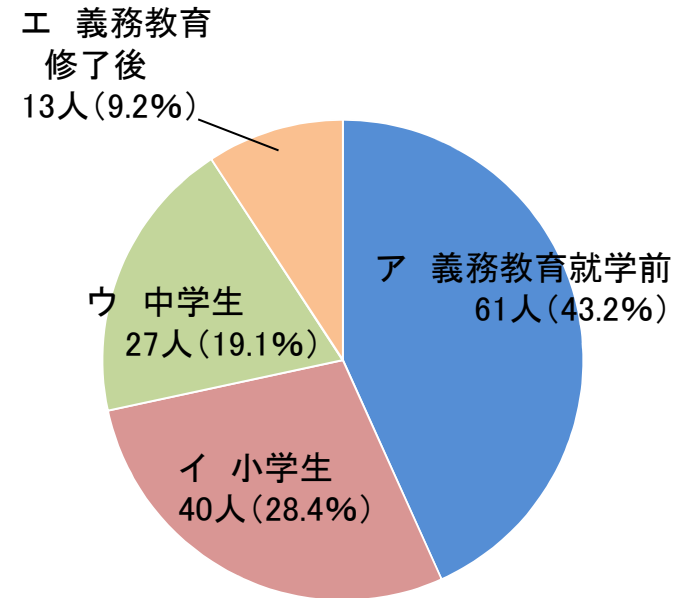
- 前年度調査では、「ア 義務教育就学前」が61人と最多で、全体の4割以上を占めていたが、本年度調査では25.7%と、特に「義務教育就学前」の児童の所在等の確認が進展している状況。

<平成27年度調査>



総数：35人

<（参考）前年度調査>



総数：141人（※H26.10.20時点）

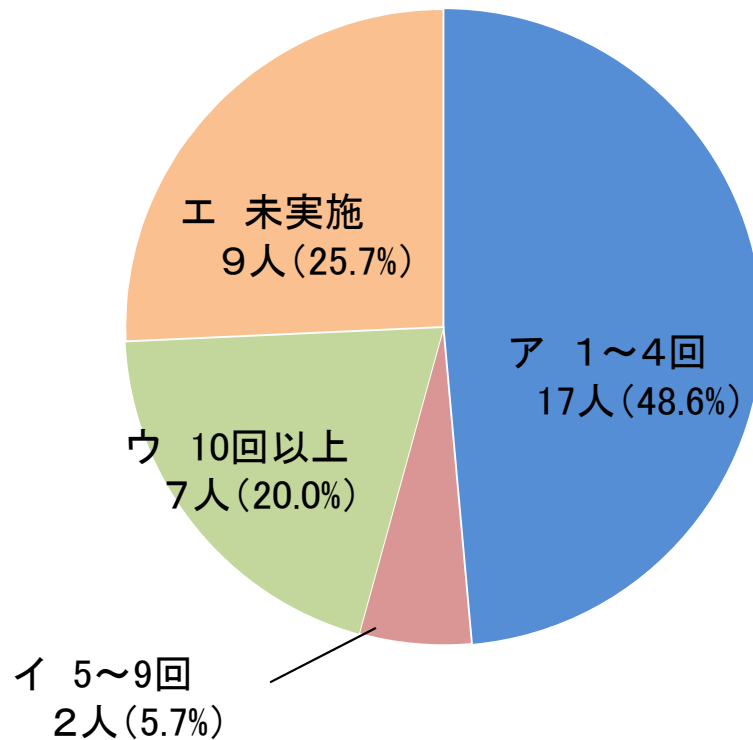
これまでの訪問調査の状況 【2の続き】

- 「ア 1～4回」が17人（48.6%）で最多。次いで「エ 未実施（※）」が9人（25.7%）、「ウ 10回以上」が7人（20.0%）、「イ 5～9回」が2人（5.7%）。

（※）理由については、例えば、「海外に出国している可能性がある」、「DV等で避難している可能性がある」等により住所地に居住していないことが明らかな場合。

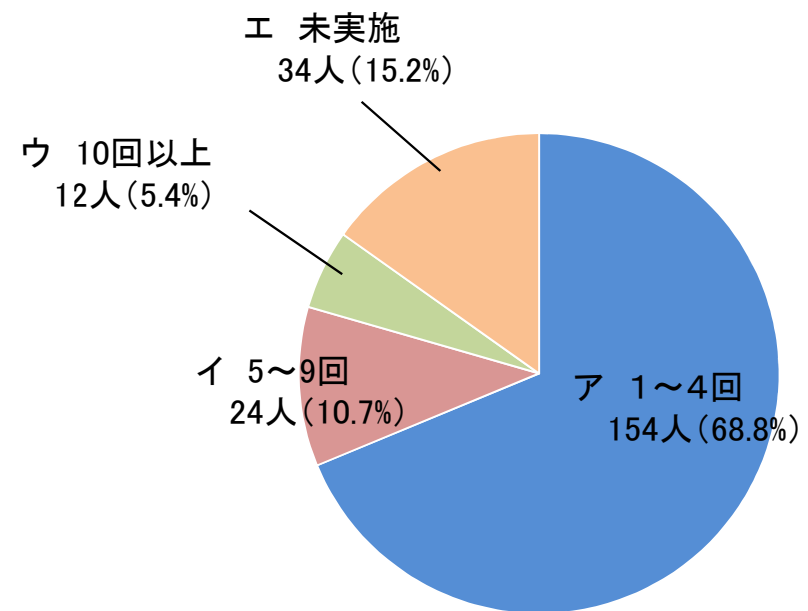
- 前年度調査との比較では、「ウ 10回以上」の割合が5.4%から20.0%と増加しており、頻回な訪問調査の実施による所在等の確認の取組が進展している状況。

<平成27年度調査>



総数：35人

<（参考）前年度調査>

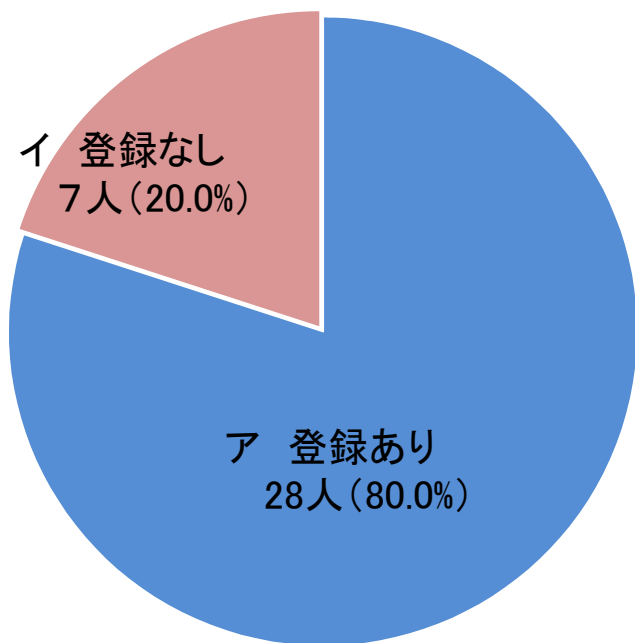


総数：224人（※H26.9.1時点）

要保護児童対策地域協議会へのケース登録の状況 【2の続き】

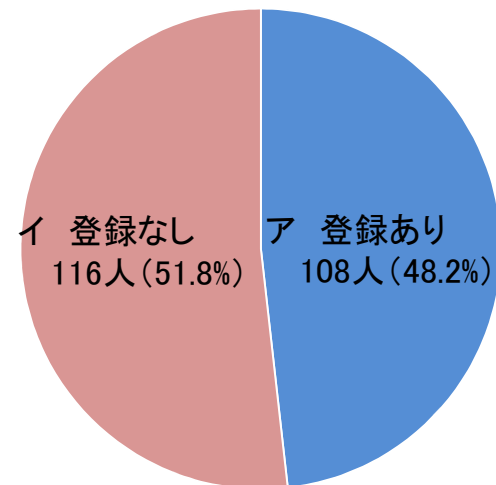
- 「ア 登録あり」が28人（80.0%）、「イ 登録なし（※）」が7人（20.0%）。
（※）理由については、例えば、「警察に通報（相談）しているため」、「海外に出国している可能性があるため」。
- 前年度調査との比較では、48.2%から80.0%と要保護児童対策地域協議会へのケース登録が進展している状況。

<平成27年度調査>



総数：35人

<（参考）前年度調査>

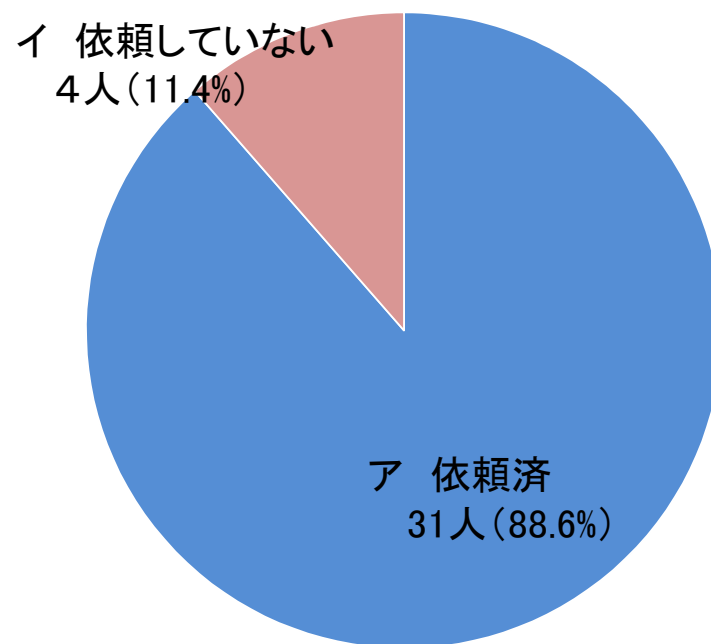


総数：224人（※H26.9.1時点）

児童相談所との情報共有・連携に係る依頼の状況 【2の続き】

- 「ア 依頼済」が31人（88.6%）、「イ 依頼していない（※）」が4人（11.4%）。
- （※）理由については、例えば、「海外に出国している可能性があるため」、「DV等で他市町村に避難している可能性があるため」。

<平成27年度調査>

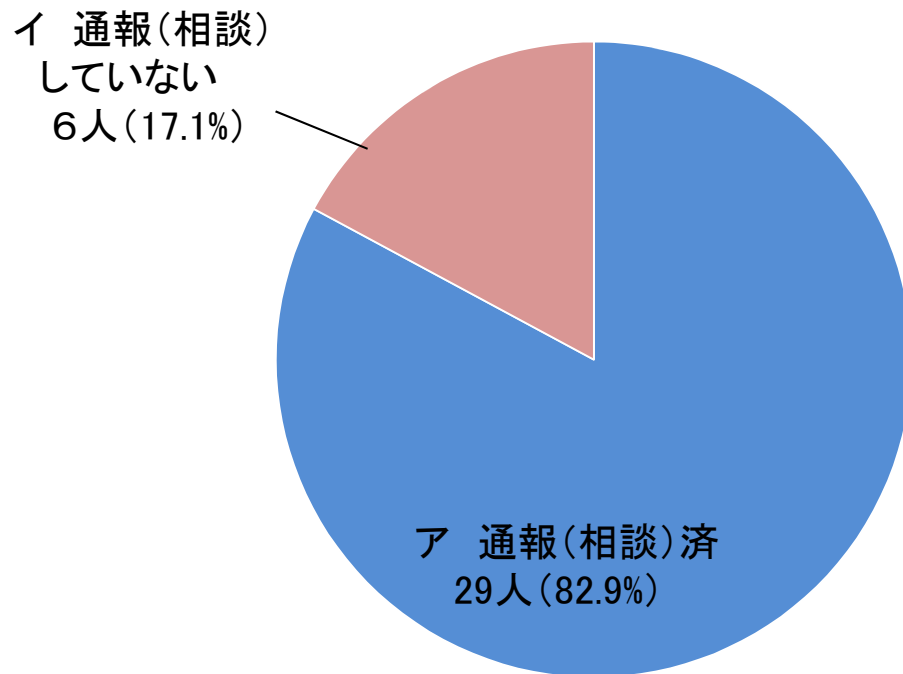


総数：35人

警察への通報（相談）の状況 【2の続き】

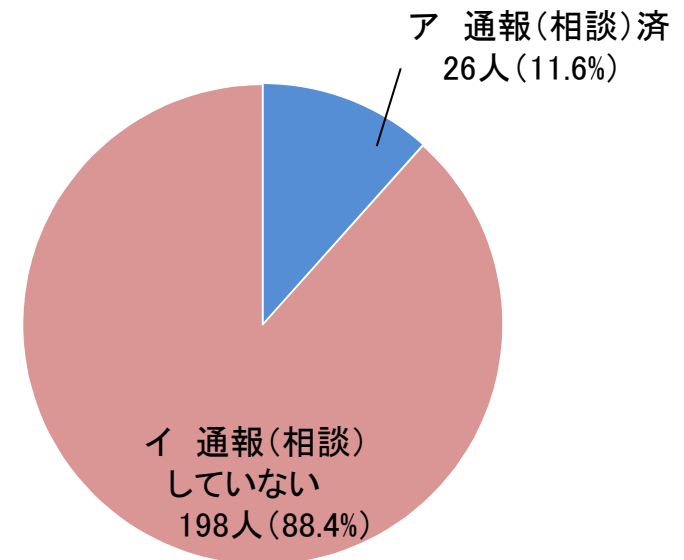
- 「ア 通報（相談）済」が29人（82.9%）、「イ 通報（相談）していない（※）」が6人（17.1%）。
（※）理由については、例えば、「海外に出国している可能性があるため」、「DV等で他市町村に避難している可能性があるため」。
- 前年度調査との比較では、11.6%から82.9%と警察への通報（相談）が大幅に上昇し、徹底されている状況。

<平成27年度調査>



総数：35人

<（参考）前年度調査>



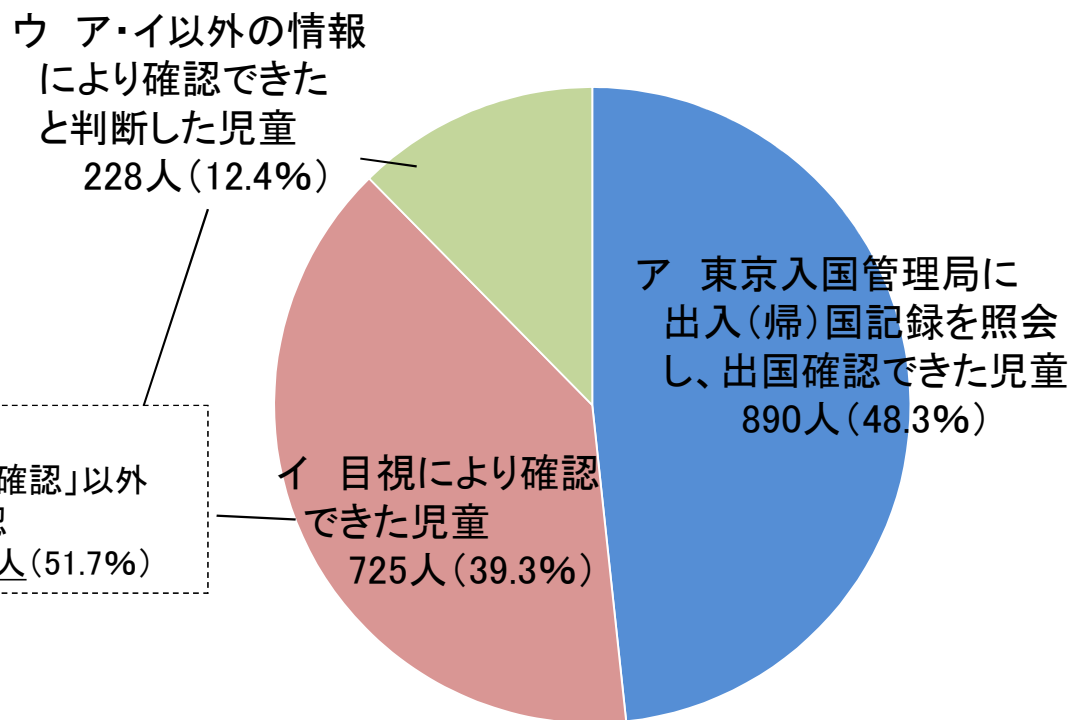
総数：224人（※H26.9.1時点）

3. 所在等が確認できた児童（1,843人）の状況（平成27年6月2日～平成28年3月31日）

所在等が確認できた方法

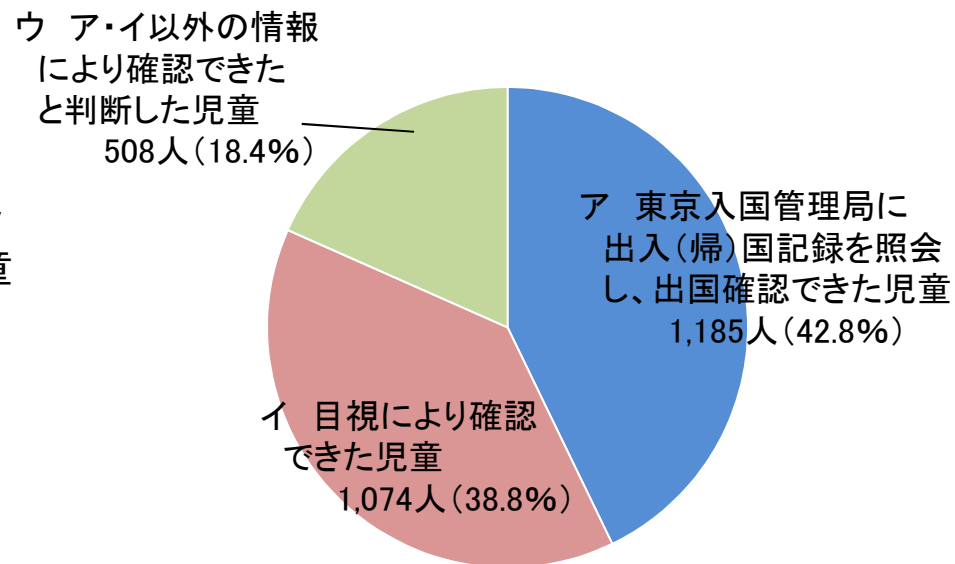
- 「ア 東京入国管理局に出入（帰）国記録を照会し、出国確認できた児童」が890人（48.3%）で最多。
次いで「イ 目視により確認できた児童」が725人（39.3%）、「ウ ア・イ以外の情報により確認できたと判断した児童」が228人（12.4%）。
- 前年度調査と概ね同様の傾向。

<平成27年度調査>



総数：1,843人

<（参考）前年度調査>



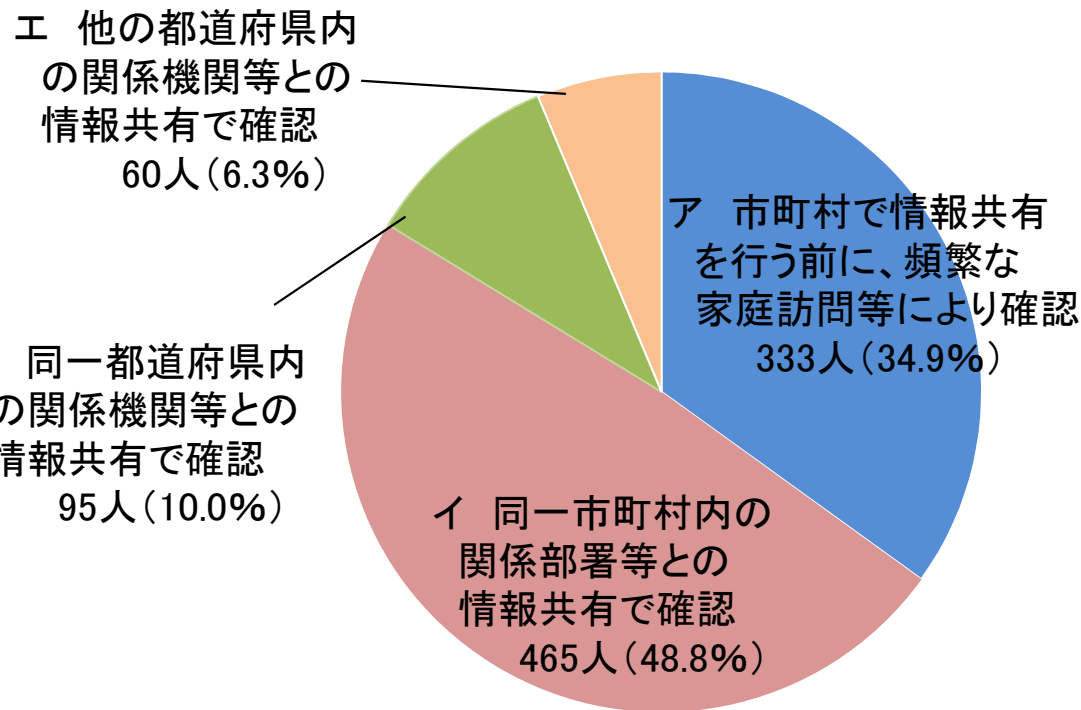
総数：2,767人

所在等が確認できた方法の詳細

～「出国確認」以外の方法で所在等が確認できた953人の状況～ 【3の続き】

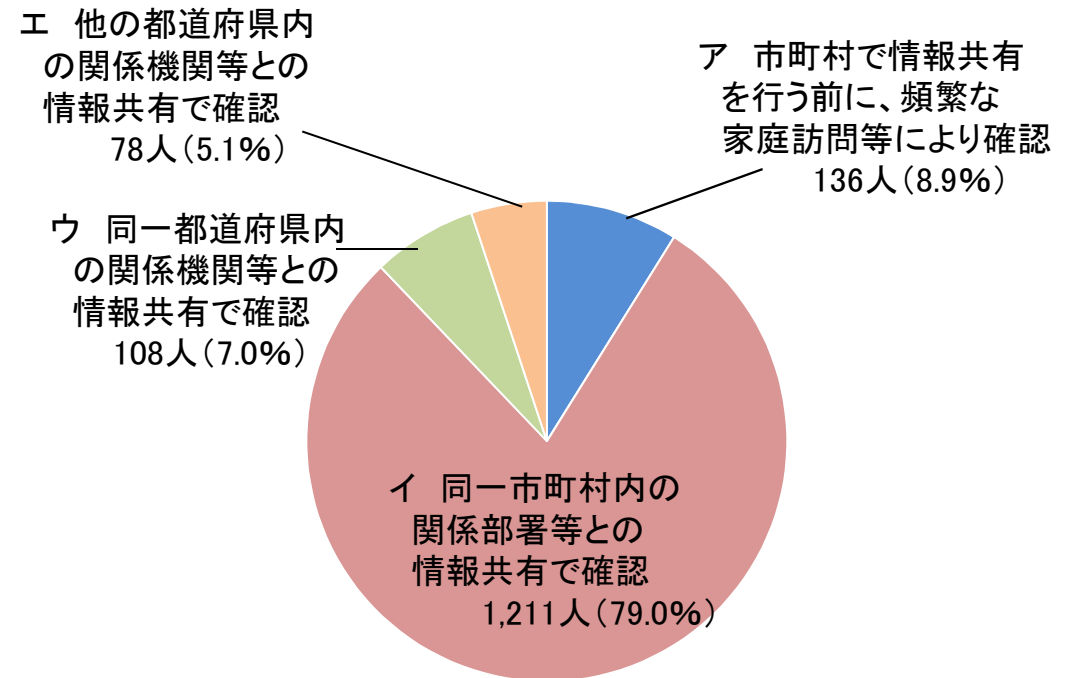
- 「イ 同一市町村内で確認」が465人（48.8%）で最多。次いで「ア 頻繁な家庭訪問等により確認」が333人（34.9%）、「ウ 同一都道府県内で確認」が95人（10.0%）、「エ 他の都道府県内で確認」が60人（6.3%）。
- 特に「ア 頻繁な家庭訪問等により確認」と「イ 同一市町村内で確認」の合計は、前年度調査と同様に8割超。

<平成27年度調査>



総数：953人

<（参考）前年度調査>



総数：1,533人

所在等が確認できた際の虐待又は虐待の疑いの有無

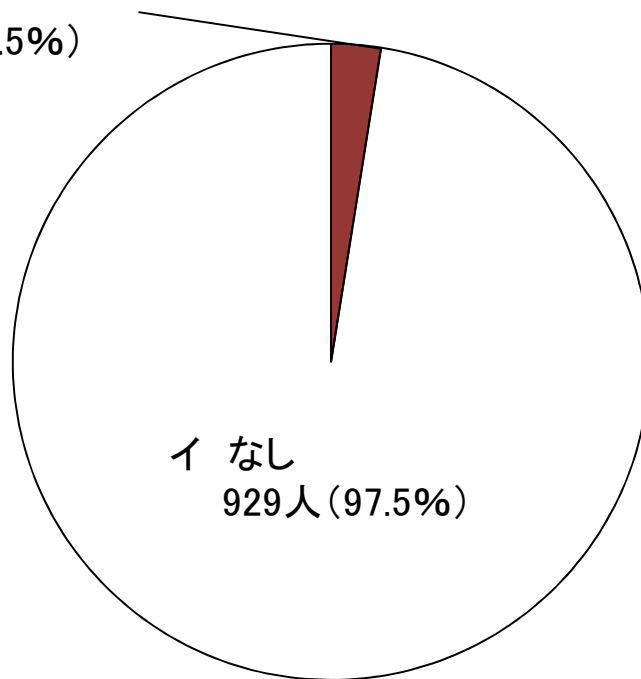
～「出国確認」以外の方法で所在等が確認できた953人の状況～ 【3の続き】

○ 「ア あり（※）」との回答が24人（2.5%）。

（※）理由については、例えば、「学校に通わせていないため（教育ネグレクト）」、「母親の養育力不足等によるネグレクトの疑いがあるため」、「家族から暴言等を受けて家出を繰り返していた経緯があるため」。

<平成27年度調査>

ア あり
24人(2.5%)



イ なし
929人(97.5%)

総数：953人

所在等の確認の取組事例

取組事例①

1. 所在等の確認が必要な児童として判断した経緯等（住所地市町村で対応）

- 実母、本児（1歳5か月）の世帯。 ※年齢は平成27年6月1日時点
- 住所地市町村では、転入時から転居を繰り返す母子として把握。
- 住所地市町村の母子保健部門が発出した本児の1歳6か月児健診の案内が宛所不明で返送され、実母、本児と連絡・接触ができず、所在等の確認が必要と判断。

2. 所在等の確認のための取組（住所地市町村・居所市町村が連携して対応）

- 住所地市町村は、住所地への訪問に警察と児童相談所とともに同行。
- 訪問時、母子は不在であったが、在室していた関係者の協力により実母と電話連絡ができ、実母から「居所都道府県の児童相談所に向かう予定である」旨を聴取。住所地市町村は、即日、この旨を当該児童相談所に連絡し、本児の安全確認の協力依頼と、これまでの対応経過を情報提供。
- 居所都道府県の児童相談所に母子が来所し、実母から「遠隔地で働くため子どもを預かって欲しい。」旨の相談を受理。児童相談所では、実母の意向に加え、住所地市町村における対応経過等から、このまま放置するとネグレクト（育児放棄）につながることも考慮して、即日、本児を乳児院に一時保護委託とし児童の安全を確保。

3. 所在等の確認後の児童への支援（居所市町村で対応）

- 本児は、その後、一時保護を解除され、乳児院に施設入所措置となっており、現在、児童養護施設に措置先を変更し入所中。
- 居所都道府県の児童相談所は、住居を転々とする実母の特性を踏まえ、住民登録手続、住居の決定等について親身に助言を行うなど実母と連絡を密に取り合う関係を構築し、支援を継続。

4. 本事例から得られた取組のポイント

- ☆ 住所地市町村、児童相談所及び警察が連携し、協力体制のもと住所地への訪問を実施したこと。
- ☆ 住所地市町村から居所都道府県の児童相談所に母子の対応経過等を速やかに情報提供したことで、迅速に一時保護を実施し、児童の安全を確保したこと。

取組事例②

1. 所在等の確認が必要な児童として判断した経緯等（住所地市町村で対応）

- 実父、実母、長女（7歳）、次女（5歳）の世帯。 ※年齢は平成27年6月1日時点
- 住所地市町村の教育委員会が発送した長女の小学校入学案内が返送され、入学手続きが行われないことから、教育委員会が家庭訪問を実施したところ、本世帯が住民票をそのままにして転居したことを把握。本世帯と連絡・接触ができず、所在等の確認が必要と判断。

2. 所在等の確認のための取組（住所地市町村・居所市町村が連携して対応）

- 住所地市町村の関係部署間（戸籍担当、国民健康保険担当、税務担当等）、要保護児童対策地域協議会（要対協）の関係機関間（市教育委員会、保健福祉センター、福祉事務所、児童相談所、警察署等）で所在確認のための情報共有を実施し、他市町村で居住の可能性があると判明。
- 住所地市町村の関係機関（教育委員会、児童相談所及び要対協調整機関）が、居住の可能性のある他市町村に赴き居住実態を調査したが、直接接触して確認することができず、当該市町村の福祉事務所（要対協調整機関）に継続的な居住確認を依頼。
- 当該市町村では児童相談所、警察等関係機関と情報を共有しつつ居住確認を継続し、実父、実母、長女、次女の所在を確認。

3. 所在等の確認後の児童への支援（居所市町村で対応）

- 長女は小学校に通学しておらず、教育ネグレクトが疑われたことから、居所市町村において入学手続きを支援。
- 居所市町村は、世帯全員の住民登録手続きを支援するとともに、学校と連携しつつ定期的に家庭訪問を実施し、本世帯の生活状況を把握するなどして居住実態を継続的に確認。

4. 本事例から得られた取組のポイント

- ☆ 住所地市町村で、関係部署や要対協を活用した積極的な情報共有を行うことにより、他市町村での居住の可能性を把握したこと。
- ☆ 住所地市町村が居所市町村に対して継続的な居住確認を依頼するなど、住所地と居所地の自治体が協力・連携して長女及び次女の所在確認に取り組んだこと。

平成27年度「居住実態が把握できない児童」に関する調査結果【全体版】

1 全体

- 平成28年4月1日時点で居住実態が把握できない児童数は35人。
 (※) 平成27年6月1日時点で市町村が所在等の確認が必要と判断した児童(以下、「調査対象児童」という。)数は全国で1,878人。このうち平成28年3月31日までに所在等が確認できた児童数は1,843人(98.1%)。

- 平成26年度調査から引き続き居住実態が把握できない児童数は、平成28年4月1日時点で15人となっている。

状況	人数	割合
平成27年6月1日時点の調査対象児童	1,878 (31)	—
平成27年6月2日から平成28年3月31日までに所在等が確認できた児童	1,843 (16)	98.1%
平成28年4月1日時点で居住実態が把握できない児童	35 (15)	1.9%

(※) 括弧書きは、平成26年度調査から引き続き居住実態が把握できない児童数の内訳。

(参考) 平成26年度調査

状況	人数	割合
平成26年5月1日時点の調査対象児童	2,908	—
同年5月2日から10月19日までに所在等が確認できた児童	2,767	95.2%
同年10月20日時点で居住実態が把握できない児童	141	4.8%

2 居住実態が把握できない児童（35人）の状況（平成28年4月1日時点）

（1）学年別の状況

学年	人数	割合
ア 義務教育就学前	9	25.7%
イ 小学生	10	28.6%
ウ 中学生	7	20.0%
エ 義務教育修了後	9	25.7%
計	35	100.0%

（※）学年の時点は平成27年6月1日。

（参考）平成26年度調査（141人（平成26年10月20日時点）の内訳） ※学年の時点は平成26年5月1日

学年	人数	割合
ア 義務教育就学前	61	43.3%
イ 小学生	40	28.4%
ウ 中学生	27	19.1%
エ 義務教育修了後	13	9.2%
計	141	100.0%

（2）年齢別の状況

年齢	人数	割合	年齢	人数	割合	年齢	人数	割合
0歳	1	2.9%	7歳	1	2.9%	14歳	0	0.0%
1歳	1	2.9%	8歳	1	2.9%	15歳	5	14.3%
2歳	1	2.9%	9歳	2	5.7%	16歳	0	0.0%
3歳	1	2.9%	10歳	2	5.7%	17歳	4	11.4%
4歳	5	14.3%	11歳	2	5.7%	18歳以上	0	0.0%
5歳	0	0.0%	12歳	4	11.4%	計	35	100.0%
6歳	2	5.7%	13歳	3	8.6%			

（※）年齢の時点は平成27年6月1日。

（参考）平成26年度調査（141人（平成26年10月20日時点）の内訳） ※年齢の時点は平成26年5月1日

年齢	人数	割合	年齢	人数	割合	年齢	人数	割合
0歳	2	1.4%	7歳	5	3.5%	14歳	11	7.8%
1歳	7	5.0%	8歳	5	3.5%	15歳	4	2.8%
2歳	10	7.1%	9歳	13	9.2%	16歳	6	4.3%
3歳	17	12.1%	10歳	3	2.1%	17歳	5	3.5%
4歳	15	10.6%	11歳	7	5.0%	18歳以上	0	0.0%
5歳	8	5.7%	12歳	7	5.0%	計	141	100.0%
6歳	8	5.7%	13歳	8	5.7%			

(3) 性別の状況

性別	人数	割合
ア 男	16	45.7%
イ 女	19	54.3%
計	35	100.0%

(参考) 平成 26 年度調査 (141 人 (平成 26 年 10 月 20 日時点) の内訳)

性別	人数	割合
ア 男	75	53.2%
イ 女	66	46.8%
計	141	100.0%

(4) 家族の状況

内容	人数	割合
ア 当該児童とともに家族の居住実態も把握できていない (※1)	30	85.7%
イ 児童以外の居住実態は確認できている (※2)	5	14.3%
計	35	100.0%

(※1) 保護者や兄弟姉妹のうち、当該児童とともに少なくとも1人以上把握できていない場合。

(※2) 例えば、

- ・義務教育修了後で、家出により居住実態が把握できない状況となっている児童
- ・その他、原因不明で居住実態が把握できない児童 (← 例えば、要保護児童対策地域協議会へのケース登録、児童相談所との情報共有・連携に係る依頼、警察への通報 (相談) を行うなどして関係機関が連携して把握に努めている。)

が存在。

(参考) 平成 26 年度調査 (224 人 (平成 26 年 9 月 1 日時点) の内訳)

内容	人数	割合
ア 当該児童とともに家族の居住実態も把握できていない	212	94.6%
イ 児童以外の居住実態は確認できている	12	5.4%
計	224	100.0%

(5) 住民票上の住居の状況

内容	人数	割合
ア 誰も居住している様子がなかった	8	22.9%
イ 無関係の者が居住していた	11	31.4%
ウ 祖父母等の児童と関係のある者が居住している様子がある	16	45.7%
計	35	100.0%

(参考) 平成26年度調査(224人(平成26年9月1日時点)の内訳)

内容	人数	割合
ア 誰も居住している様子がなかった	93	41.5%
イ 無関係の者が居住していた	47	21.0%
ウ 祖父母等の児童と関係のある者が居住している様子がある	50	22.3%
エ その他(オートロック等により住居の状況が確認できていない等)	34	15.2%
計	224	100.0%

(6) 市町村の調査の状況

① これまでの訪問調査の状況

市町村が、調査対象児童の存在を最初に把握した時期以降に行った訪問調査の回数を回答。

回数	人数	割合
ア 1～4回	17	48.6%
イ 5～9回	2	5.7%
ウ 10回以上	7	20.0%
エ 未実施(※)	9	25.7%
計	35	100.0%

(※) 理由については、例えば、海外に出国している可能性がある、DV等で避難している可能性がある等により住所地に居住していないことが明らかな場合。

(参考) 平成26年度調査(224人(平成26年9月1日時点)の内訳)

家族の状況	人数	割合
1～4回	154	68.8%
5～9回	24	10.7%
10回以上	12	5.4%
未実施	34	15.2%
計	224	100.0%

② 所在等を確認するために実施した主な調査先

調査先		人数
ア	同一市町村内の関係部署等	—
	・ 児童手当、児童扶養手当等担当	29
	・ 児童家庭相談担当（福祉事務所の家庭児童相談室を含む）	26
	・ 戸籍・住民基本台帳担当	25
	・ 教育委員会	25
	・ 児童相談所	4
イ	同一都道府県内の関係機関等	—
	・ 児童相談所	28
	・ 他の市町村	9
ウ	他の都道府県内の関係機関等	—
	・ 他の市町村	6
	・ 児童相談所	5
エ	その他の関係機関等	—
	・ 警察署	29
	・ 親族・友人・近隣住民等	13
	・ 幼稚園・学校	7

（※）複数回答可のため、児童数の重複はあり。

（7）虐待リスクの把握の有無の状況

内容	人数	割合
ア あり（※）	3	8.6%
イ なし・不明	32	91.4%
計	35	100.0%

（※）理由については、

- ・ 精神科治療が必要と考えられるが、通院させていない可能性があるため
- ・ 就学させていない可能性が高いため

なお、3人については、例えば、要保護児童対策地域協議会へのケース登録、児童相談所との情報共有・連携に係る依頼、警察への通報（相談）を行うなどして関係機関が連携して把握に努めている。

（参考）平成26年度調査（224人（平成26年9月1日時点）の内訳）

内容	人数	割合
あり	6	2.7%
なし	218	97.3%
計	224	100.0%

(8) 要保護児童対策地域協議会へのケース登録、児童相談所との情報共有・連携に係る依頼、警察への通報（相談）の状況

① 要保護児童対策地域協議会へのケース登録の状況

内容	人数	割合
ア 登録あり	28	80.0%
イ 登録なし（※）	7	20.0%
計	35	100.0%

（※）理由については、例えば、

- ・警察に通報（相談）しているため
- ・海外に出国している可能性があるため

（参考）平成26年度調査（224人（平成26年9月1日時点）の内訳）

要対協へのケース登録	人数	割合
あり	108	48.2%
なし	116	51.8%
計	224	100.0%

② 児童相談所との情報共有・連携に係る依頼の状況

内容	人数	割合
ア 依頼済	31	88.6%
イ 依頼していない（※）	4	11.4%
計	35	100.0%

（※）理由については、例えば、

- ・海外に出国している可能性があるため
- ・DV等で他市町村に避難している可能性があるため

③ 警察への通報（相談）の状況

内容	人数	割合
ア 通報（相談）済（※1）	29	82.9%
イ 通報（相談）していない（※2）	6	17.1%
計	35	100.0%

（※1）29人の児童の状況としては、

- ・行方不明者届が提出されているなどの児童：25人
- ・海外出国の可能性があるなどにより行方不明者届を提出していない児童：4人

（※2）理由については、例えば、

- ・海外に出国している可能性があるため
- ・DV等で他市町村に避難している可能性があるため

（参考）平成26年度調査（224人（平成26年9月1日時点）の内訳）

警察への通報（相談）	人数	割合
通報（相談）済	26	11.6%
通報（相談）していない	198	88.4%
計	224	100.0%

（9）海外出国の可能性の有無の状況

内容	人数	割合
ア 可能性あり（※）	7	20.0%
イ 可能性なし	28	80.0%
計	35	100.0%

（※）理由としては、例えば、

- ・出国記録は確認できず、児童は出生時から海外に居住している可能性があることについて情報を得ているため
- ・出国記録は確認できないが、海外への出国を理由として行政サービスの受給を辞退しており、児童は他国の氏名のパスポートで出国している可能性があるため

（10）DV等で他市町村で避難している可能性の有無の状況

内容	人数	割合
ア 可能性あり（※）	2	5.7%
イ 可能性なし	33	94.3%
計	35	100.0%

（※）理由については、

- ・当該世帯の関係者から「詳細な住所地は不明であるが、DVにより避難している」との情報を得ているため

(11) 調査対象児童として判断した時期

時期	人数	割合	時期	人数	割合
平成 25 年度以前	14	40.0%	平成 27 年 3 月	2	5.7%
平成 26 年 4 月～12 月	6	17.1%	平成 27 年 4 月	4	11.4%
平成 27 年 1 月	2	5.7%	平成 27 年 5 月	5	14.3%
平成 27 年 2 月	2	5.7%	計	35	100.0%

(※) 基準日は平成 27 年 6 月 1 日。

(12) 調査対象児童の所在等を確認する上で生じている個々の問題点等

調査対象児童の所在等を確認する上で生じている主な問題点は、以下のとおり。

- ・ 居所市町村において行政サービスの利用等の動きがなく児童の把握につながる情報が得られない
- ・ 二重国籍を有する可能性がある者で、住民票に記載のない外国の氏名の旅券を使用して出国している場合、東京入国管理局で出国状況の確認ができない
- ・ 出生時から海外で生活しており、住民票上の住所での生活実態がなく確認できない
- ・ DVが原因で他の市町村に転出し、親族等も所在地を把握していない

3 居住実態が把握できない児童（35 人）のうち、平成 26 年度調査から引き続き把握できない児童（15 人）の状況（平成 28 年 4 月 1 日時点）

状況	人数	割合
平成 26 年 10 月 20 日時点で居住実態が把握できない児童	141	—
平成 26 年 10 月 21 日から平成 28 年 3 月 31 日までに所在等の確認ができた児童	126	89.4%
平成 28 年 4 月 1 日時点で居住実態が把握できない児童	15	10.6%

(参考) 所在等が確認できた児童（126 人）の把握方法

内容	人数	割合
ア 東京入国管理局に出入（帰）国記録を照会し、出国確認できた児童	51	40.5%
イ 目視により確認できた児童（※1）	50	39.7%
ウ 上記以外の情報により確認できたと判断した児童（※2）	25	19.8%
計	126	100.0%

(※1) 市町村職員や、市町村が依頼した関係機関や関係者が、当該児童を目視により確認できた場合。

(※2) 当該児童の所在について得られた情報の信頼性に確信が持てるとして住所地市町村が判断した場合（例：親族等から児童の所在に関し信頼性の高い情報を得た場合 等）。

(1) 学年別の状況

学年	人数	割合
ア 義務教育就学前	3	20.0%
イ 小学生	6	40.0%
ウ 中学生	2	13.3%
エ 義務教育修了後	4	26.7%
計	15	100.0%

(※) 学年の時点は平成 27 年 6 月 1 日。

(2) 年齢別の状況

年齢	人数	割合	年齢	人数	割合	年齢	人数	割合
0 歳	0	0.0%	7 歳	1	6.7%	14 歳	0	0.0%
1 歳	0	0.0%	8 歳	0	0.0%	15 歳	3	20.0%
2 歳	0	0.0%	9 歳	1	6.7%	16 歳	0	0.0%
3 歳	1	6.7%	10 歳	1	6.7%	17 歳	1	6.7%
4 歳	2	13.3%	11 歳	2	13.3%	18 歳以上	0	0.0%
5 歳	0	0.0%	12 歳	1	6.7%	計	15	100.0%
6 歳	1	6.7%	13 歳	1	6.7%			

(※) 年齢の時点は平成 27 年 6 月 1 日。

(3) 性別の状況

性別	人数	割合
ア 男	8	53.3%
イ 女	7	46.7%
計	15	100.0%

(4) 家族の状況

内容	人数	割合
ア 当該児童とともに家族の居住実態も把握できていない (※1)	12	80.0%
イ 児童以外の居住実態は確認できている (※2)	3	20.0%
計	15	100.0%

(※1) 保護者や兄弟姉妹のうち、当該児童とともに少なくとも 1 人以上把握できていない場合。

(※2) 以下の児童が存在。

- ・義務教育修了後で、家出により居住実態が把握できない状況となっている児童
- ・その他、原因不明で居住実態が把握できない児童 (← 例えば、要保護児童対策地域協議会へのケース登録、児童相談所との情報共有・連携に係る依頼、警察への通報 (相談) を行うなどして関係機関が連携して把握に努めている。)

(5) 住民票上の住居の状況

内容	人数	割合
ア 誰も居住している様子がなかった	3	20.0%
イ 無関係の者が居住していた	6	40.0%
ウ 祖父母等の児童と関係のある者が居住している様子がある	6	40.0%
計	15	100.0%

(6) 市町村の調査の状況

① これまでの訪問調査の状況

市町村が、調査対象児童の存在を最初に把握した時期以降に行った訪問調査の回数を回答。

回数	人数	割合
ア 1～4回	8	53.3%
イ 5～9回	1	6.7%
ウ 10回以上	2	13.3%
エ 未実施(※)	4	26.7%
計	15	100.0%

(※) 例えば、自己の意思で家出をしたことが状況から明らかの場合。

② 所在等を確認するために実施した主な調査先

調査先	人数
ア 同一市町村内の関係部署等	—
・児童家庭相談担当(福祉事務所の家庭児童相談室を含む)	14
・児童手当、児童扶養手当等担当	12
・教育委員会	12
・戸籍・住民基本台帳担当	11
・児童相談所	3
イ 同一都道府県内の関係機関等	—
・児童相談所	11
・他の市町村	3
ウ 他の都道府県内の関係機関等	—
・他の市町村	3
・児童相談所	1
エ その他の関係機関等	—
・警察署	15
・共同住宅の管理人等	5
・親族・友人・近隣住民等	4
・幼稚園・学校	4

(※) 複数回答可のため、児童数の重複はあり。

(7) 虐待リスクの把握の有無の状況

内容	人数	割合
ア あり	0	0.0%
イ なし・不明	15	100.0%
計	15	100.0%

(8) 要保護児童対策地域協議会へのケース登録、児童相談所との情報共有・連携に係る依頼、警察への通報（相談）の状況

① 要保護児童対策地域協議会へのケース登録

内容	人数	割合
ア 登録あり	12	80.0%
イ 登録なし（※）	3	20.0%
計	15	100.0%

（※）理由については、

- ・警察に通報（相談）しているため
- ・海外に出国している可能性があるため

② 児童相談所との情報共有・連携に係る依頼の状況

内容	人数	割合
ア 依頼済	13	86.7%
イ 依頼していない（※）	2	13.3%
計	15	100.0%

（※）理由については、例えば、

- ・海外に出国している可能性があるため

③ 警察への通報（相談）の状況

内容	人数	割合
ア 通報（相談）済（※）	15	100.0%
イ 通報（相談）していない	0	0.0%
計	15	100.0%

（※）15人の児童の状況としては、

- ・行方不明者届が提出されているなどの児童：12人
- ・海外出国の可能性があるのでにより行方不明者届を提出していない児童：3人

(9) 海外出国の可能性の有無の状況

内容	人数	割合
ア 可能性あり (※)	3	20.0%
イ 可能性なし	12	80.0%
計	15	100.0%

(※) 理由としては、例えば、

- ・ 出国記録は確認できず、児童は出生時から海外に居住している可能性があることについて情報を得ているため
- ・ 出国記録は確認できないが、海外への出国を理由として行政サービスの受給を辞退しており、児童は他国の氏名のパスポートで出国している可能性があるため

(10) DV等で他市町村で避難している可能性の有無の状況

内容	人数	割合
ア 可能性あり	0	0.0%
イ 可能性なし	15	100.0%
計	15	100.0%

4 所在等が確認できた児童 (1,843 人) の状況 (平成 27 年 6 月 2 日から平成 28 年 3 月 31 日まで)

(1) 所在等が確認できた方法

内容	人数	割合
ア 東京入国管理局に出入 (帰) 国記録を照会し、出国確認できた児童	890	48.3%
イ 目視により確認できた児童 (※1)	725	39.3%
ウ ア及びイ以外の情報により確認できたと判断した児童 (※2)	228	12.4%
計	1,843	100.0%

(※1) 市町村職員や、市町村が依頼した関係機関や関係者が、当該児童を目視により確認できた場合。

(※2) 当該児童の所在について得られた情報の信頼性に確信が持てるとして住所地市町村が判断した場合 (例：親族等から児童の所在に関し信頼性の高い情報を得た場合 等)。

(参考) 平成 26 年度調査 (2,767 人 (平成 26 年 10 月 20 日時点) の内訳)

内容	人数	割合
ア 東京入国管理局に出入 (帰) 国記録を照会し、出国確認できた児童	1,185	42.8%
イ 目視により確認できた児童	1,074	38.8%
ウ ア及びイ以外の情報により確認できたと判断した児童	508	18.4%
計	2,767	100.0%

(2) (1) のイ及びウに該当する児童 (953 人) の詳細

① 所在等が確認できた方法の詳細

容	人数	割合
ア 市町村内で情報共有を行う前に、頻繁な家庭訪問等により確認	333	34.9%
イ 同一市町村内の関係部署等との情報共有で確認	465	48.8%
ウ 同一都道府県内の関係機関等との情報共有で確認	95	10.0%
エ 他の都道府県内の関係機関等との情報共有で確認	60	6.3%
計	953	100.0%

(参考) 平成 26 年度調査 (1,533 人 (平成 26 年 9 月 1 日時点) の内訳)

内容	人数	割合
ア 頻繁な家庭訪問等により確認	136	8.9%
イ 同一市町村内の関係部署等との情報共有で確認	1,211	79.0%
ウ 同一都道府県内の関係機関等との情報共有で確認	108	7.0%
エ 他の都道府県内の関係機関等との情報共有で確認	78	5.1%
計	1,533	100.0%

② 所在等の確認につながる情報が得られた主な調査先

調査対象児童について調査を行い、所在等の確認につながった情報を提供した部署等を回答。

調査先	人数
ア 同一市町村内の関係部署等	—
・母子保健担当 (保健センターを含む)	384
・児童手当、児童扶養手当等担当	202
・児童家庭相談担当 (福祉事務所の家庭児童相談室を含む)	176
イ 同一都道府県内の関係機関等	—
・他の市町村	34
・児童相談所	33
ウ 他の都道府県内の関係機関等	—
・他の市町村	32
・福祉事務所	7
・児童相談所	6
エ その他の関係機関等	—
・幼稚園・学校	132
・親族・友人・近隣住民等	105
・医療機関	54
・保育所	43
・警察署	30

(※) 複数回答可のため、児童数の重複はあり。

③ 所在等が確認できた際の虐待又は虐待の疑いの有無

内容	人数	割合
ア あり (※)	24	2.5%
イ なし	929	97.5%
計	953	100.0%

(※) 理由については、例えば、

- ・学校に通わせていないため（教育ネグレクト）
- ・母親の養育力不足等によるネグレクトの疑いがあるため
- ・家族から暴言等を受けて家出を繰り返していた経緯があるため

平成28年4月1日時点で居住実態が把握できない児童数（都道府県別）

児童の数（人）

	平成27年6月1日時点の 調査対象児童数	平成27年6月2日 から平成28年3月31日までに 所在等の確認ができた 児童数	平成28年4月1日 時点で居住実態が 把握できない児童数
	(1)	(2)	(3) (= (1)-(2))
北海道	11	11	0
青森県	1	1	0
岩手県	3	3	0
宮城県	13	13	0
秋田県	0	0	0
山形県	4	4	0
福島県	14	14	0
茨城県	36	34	2
栃木県	44	39	5
群馬県	28	27	1
埼玉県	121	118	3
千葉県	119	119	0
東京都	330	323	7
神奈川県	196	196	0
新潟県	3	3	0
富山県	6	6	0
石川県	0	0	0
福井県	0	0	0
山梨県	9	9	0
長野県	37	36	1
岐阜県	21	21	0
静岡県	75	75	0
愛知県	118	117	1
三重県	39	37	2
滋賀県	22	22	0
京都府	123	123	0
大阪府	199	198	1
兵庫県	77	75	2
奈良県	8	8	0
和歌山県	9	7	2
鳥取県	3	3	0
島根県	6	6	0
岡山県	3	2	1
広島県	20	20	0
山口県	8	7	1
徳島県	3	3	0
香川県	3	3	0
愛媛県	2	2	0
高知県	4	3	1
福岡県	64	63	1
佐賀県	1	1	0
長崎県	5	4	1
熊本県	53	51	2
大分県	0	0	0
宮崎県	8	8	0
鹿児島県	6	6	0
沖縄県	23	22	1
合計	1,878	1,843	35

所在等の確認の取組事例

【事例①】

1. 所在等の確認が必要な児童として判断した経緯等（住所地市町村で対応）

- 実母、本児（1歳5か月）の世帯。 ※年齢は平成27年6月1日時点
- 住所地市町村では、転入時から転居を繰り返す母子として把握。
- 住所地市町村の母子保健部門が発出した本児の1歳6か月児健診の案内が宛所不明で返送され、実母、本児と連絡・接触ができず、所在等の確認が必要と判断。

2. 所在等の確認のための取組（住所地市町村・居所市町村が連携して対応）

- 住所地市町村は、住所地への訪問に警察と児童相談所とともに同行。
- 訪問時、母子は不在であったが、在室していた関係者の協力により実母と電話連絡ができ、実母から「居所都道府県の児童相談所に向かう予定である」旨を聴取。住所地市町村は、即日、この旨を当該児童相談所に連絡し、本児の安全確認の協力依頼と、これまでの対応経過を情報提供。
- 居所都道府県の児童相談所に母子が来所し、実母から「遠隔地で働くため子どもを預かって欲しい。」旨の相談を受理。児童相談所では、実母の意向に加え、住所地市町村における対応経過等から、このまま放置するとネグレクト（育児放棄）につながることも考慮して、即日、本児を乳児院に一時保護委託とし児童の安全を確保。

3. 所在等の確認後の児童への支援（居所市町村で対応）

- 本児は、その後、一時保護を解除され、乳児院に施設入所措置となっており、現在、児童養護施設に措置先を変更し入所中。
- 居所都道府県の児童相談所は、住居を転々とする実母の特性を踏まえ、住民登録手続、住居の決定等について親身に助言を行うなど実母と連絡を密に取り合う関係を構築し、支援を継続。

4. 本事例から得られた取組のポイント

- ☆ 住所地市町村、児童相談所及び警察が連携し、協力体制のもと住所地への訪問を実施したこと。
- ☆ 住所地市町村から居所都道府県の児童相談所に母子の対応経過等を速やかに情報提供したことで、迅速に一時保護を実施し、児童の安全を確保したこと。

【事例②】

1. 所在等の確認が必要な児童として判断した経緯等（住所地市町村で対応）

- 実父、実母、長女（7歳）、次女（5歳）の世帯。 ※年齢は平成27年6月1日時点
- 住所地市町村の教育委員会が発送した長女の小学校入学案内が返送され、入学手続きが行われないことから、教育委員会が家庭訪問を実施したところ、本世帯が住民票をそのままにして転居したことを把握。本世帯と連絡・接触ができず、所在等の確認が必要と判断。

2. 所在等の確認のための取組（住所地市町村・居所市町村が連携して対応）

- 住所地市町村の関係部署間（戸籍担当、国民健康保険担当、税務担当等）、要保護児童対策地域協議会（要対協）の関係機関間（市教育委員会、保健福祉センター、福祉事務所、児童相談所、警察署等）で所在確認のための情報共有を実施し、他市町村で居住の可能性があると判明。
- 住所地市町村の関係機関（教育委員会、児童相談所及び要対協調整機関）が、居住の可能性のある他市町村に赴き居住実態を調査したが、直接接して確認することができず、当該市町村の福祉事務所（要対協調整機関）に継続的な居住確認を依頼。
- 当該市町村では児童相談所、警察等関係機関と情報を共有しつつ居住確認を継続し、実父、実母、長女、次女の所在を確認。

3. 所在等の確認後の児童への支援（居所市町村で対応）

- 長女は小学校に通学しておらず、教育ネグレクトが疑われたことから、居所市町村において入学手続きを支援。
- 居所市町村は、世帯全員の住民登録手続きを支援するとともに、学校と連携しつつ定期的に家庭訪問を実施し、本世帯の生活状況を把握するなどして居住実態を継続的に確認。

4. 本事例から得られた取組のポイント

- ☆ 住所地市町村で、関係部署や要対協を活用した積極的な情報共有を行うことにより、他市町村での居住の可能性を把握したこと。
- ☆ 住所地市町村が居所市町村に対して継続的な居住確認を依頼するなど、住所地と居所地の自治体が協力・連携して長女及び次女の所在確認に取り組んだこと。

【調査概要】

1 調査の目的

居住実態が把握できない児童（※）やその家庭が特に支援を必要としている場合があり、平成 26 年 11 月の関係府省庁（内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、警察庁）による「児童虐待防止対策に関する副大臣等会議」において、当該児童の所在等を確認するための市町村間の情報共有と連携のあり方等について申し合わせがなされたことを踏まえ、今後の対応策の検討の参考とするため、平成 26 年度に引き続き、当該児童の所在及び安全確認のための市町村における取組状況等について調査を実施した。

（※）当該市町村に住民票はあるが乳幼児健診が未受診等で、電話や家庭訪問等による連絡が取れない児童（以下の①～③のいずれかに該当）であって、市町村が引き続き所在及び安全の確認を行ったにもかかわらず、所在等が確認できない児童。

- ① 乳幼児健康診査、予防接種、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業等の乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けておらず、電話、文書、家庭訪問等を実施しても、連絡・接触ができない児童
 - ② 市町村の児童家庭相談、保育の実施事務、児童手当、児童扶養手当等の児童を対象とした手当の支給事務、その他児童福祉行政の実施事務の過程で把握されている児童のうち、電話、文書、家庭訪問等を実施しても連絡・接触ができず、必要な届出や手続が行われていない児童
 - ③ 市町村教育委員会が、学校への就園・就学に係る事務（注）の過程で把握した児童のうち、市町村教育委員会が学校と連携しても、電話、文書、家庭訪問等により連絡・接触ができない児童
- （注）就園奨励費補助、就学時健診、就学説明会等の就園・就学前後の諸手続に係る事務も含む。

2 調査の対象

全国の市町村（1,741 市町村）

3 調査期間

平成 27 年 6 月 1 日（※）から平成 28 年 4 月 1 日

（※）住所地市町村では、各種保健・福祉サービスに関して、電話、文書、家庭訪問等の取組を一定程度行ったにもかかわらず、連絡・接触ができない児童について所在等の確認が必要な「調査対象児童」と判断しているが、例年、3、4 月は、特に学校への就園・就学に係る事務を通じて、連絡・接触が困難な児童が多く把握される傾向にあり、市町村において「調査対象児童」として判断する上で、訪問調査等の取組に一定期間を要することから、6 月 1 日を基準日に設定。

4 主な調査内容

平成 27 年 6 月 1 日時点で市町村が所在等の確認が必要と判断した児童を調査対象児童とし、平成 28 年 4 月 1 日時点で居住実態が把握できない児童(※1)の個別の状況と、平成 28 年 3 月 31 日までに所在等が確認できた児童(※2)の全体の児童数や確認方法等について調査を実施。

＜居住実態が把握できない児童について＞(※1)

- ・ 学年、年齢、性別
- ・ 市町村の調査状況（訪問調査の状況、主な調査先）
- ・ 要保護児童対策地域協議会へのケース登録の状況、児童相談所との情報共有・連携に係る依頼の状況、警察への通報（相談）の状況 等

＜所在等が確認できた児童について＞(※2)

- ・ 所在等が確認できた児童数（確認方法別）
- ・ 所在等が確認できた際に虐待又は虐待の疑いがあった児童数 等

5 調査方法及び集計

市町村は、厚生労働省があらかじめ定めた調査票に記入して回答。
集計は厚生労働省雇用均等・児童家庭局において実施。